

週休日等の部活動指導中に災害が発生した場合の特殊業務手当はどうか？

例 8:30～12:30 学校練習(予定)

10:45 災害発生

20:00 生徒引き渡し完了

同じ日に2つ以上の支給要件に該当する場合は、支給額の上位の区分による特殊勤務手当を支給する。今回のケースは支給額の上位である非常災害時の緊急業務手当のみが支給となり部活動手当は支給対象外となる。 ※「支給額の上位」とは、支給額を比較して金額の高いことをいう。

【支給対象外】 8:30～10:45 (2:15)

学校の管理下に行われる部活動の指導業務(部活動2)

支給要件	学校管理下における部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動で任命権者が定めたものをいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で週休日若しくは休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が半日勤務時間である日に行うもの。 週休日又は休日等 …業務に従事した時間が、引き続き2時間以上4時間未満であること。 休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が半日勤務時間である日 …業務に従事した時間が、正規の勤務時間以外の時間において引き続き2時間以上4時間未満であること。
支給対象者	教諭、養護教諭、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、講師
支給額	1,500円 ※1日あたり
支給手続	特殊業務整理簿に記載。月例報告

【支給対象】 10:45～20:00 (9:15)

学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務

ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

支給要件	ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務 週休日又は休日等 …業務に従事した時間が、終日に及ぶ程度(日中8時間程度)又はこれと同程度であること。 休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が半日勤務時間である日 …正規の勤務時間が3時間45分又は4時間の職員にあっては業務に従事した時間が正規の勤務時間に引き続き7時間30分若しくは午前2時から午前8時まで又はこれらと同程度であること、その他の職員にあってはこれらと同程度であること。 その他の日 …正規の勤務時間が7時間45分の職員にあっては業務に従事した時間が正規の勤務時間に引き続き5時間45分若しくは午前2時から午前8時まで又はこれらと同程度であること、その他の職員にあってはこれらと同程度であること。
支給対象者	教諭、養護教諭、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、講師
支給額	ア:8,000円 イ:7,500円 ウ:7,500円 ※1日あたり
支給手続	特殊業務整理簿に記載。月例報告

②給与

書類様式

・特殊業務整理簿

根拠法規  
通知文書

公立学校職員の給与に関する条例第16条  
職員の給与の支給等に関する規則第7条 関係別表第2の4